

運営推進会議を活用した評価の実施、外部評価の受審について

1. 運営推進会議を活用した評価の実施について

(1) 対象事業者

- ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護（外部評価との選択制）

(2) 実施頻度

毎年

(3) 実施手順・所定様式

サービス毎に実施手順及び所定様式が異なります。詳細については、西宮市ホームページ「運営推進会議を活用した評価の実施について」（ページ番号：13113835）をご確認ください。

二次元バーコード



(4) 評価実施後の公表について

評価結果については、(3)の所定様式利用者及びその家族に情報提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

(5) 評価結果の市への報告について

評価結果について、(3)の所定様式を西宮市法人指導課にご提出ください。提出のあった評価結果については、サービスの利用希望者の選択に資するため、市の窓口や地域包括支援センターの窓口において掲示等を行います。

(6) 留意事項

- ・ 運営推進会議等を活用した評価実施時は、他事業所との合同開催はできません。（単独開催が必要です。）
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所が運営推進会議を活用した自己評価を実施した場合であっても、外部評価機関による外部評価の受審免除事由には該当しません。

2. 外部評価機関の受審について

(1) 実施義務のある事業者

認知症対応型共同生活介護（運営推進会議による評価実施との選択制）

(2) 実施頻度

原則、毎年1回。ただし、以下の要件を満たし、市に受審免除申請書を提出した事業者については、外部評価を受けた翌年は受審免除となります。

- ・運営推進会議を年6回以上実施している。
- ・前年度の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市に提出している。
- ・前年度の「自己評価及び外部評価結果」に重大な問題が見受けられない。

(3) 受審事業者

兵庫県が認定した地域密着型サービス第三者評価機関による評価を受審してください。詳細については、兵庫県ホームページ「地域密着型サービス第三者評価機関一覧」(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw16_000000041.html)をご確認ください。

二次元バーコード



(4) 評価結果の公表について

評価機関により、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」にて「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」（以下「評価結果等」）が公開されます。

事業者は、評価結果等を利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項説明書に添付の上、説明してください。また、事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなど方法により開示をしてください。さらに、利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供してください。

(5) 実施後の市への報告について

評価実施後、所定様式を西宮市法人指導課にご提出ください。提出のあった評価結果については、サービスの利用希望者の選択に資するため、市の窓口や地域包括支援センターの窓口において掲示等を行います。

(6) その他

制度の概要や受審免除申請書等については、西宮市ホームページ「認知症対応型
共同生活介護等事業所における自己評価・外部評価について」（ページ番号：
20658246）をご確認ください。

二次元バーコード



以上